

◆令和5年度決算に基づく本町の健全化判断比率及び資金不足比率

指 標 名		健 全 化 判 断 等 比 率	総務省が定める基準		備 考
			早期健全化 基 準	財政再生 基 準	
実 質 赤 字 比 率		— (—)	15.0%	20.0%	「普通会計決算実質収支額」は実質黒字のため、当該比率はなし（「—」表示）
連 結 実 質 赤 字 比 率		— (—)	20.0%	30.0%	「企業会計以外の全会計決算実質収支額」及び「企業会計資金不足・剰余額」の合計額は実質黒字のため、当該比率はなし（「—」表示）
実 質 公 債 費 比 率		14.8% (12.8%)	25.0%	35.0%	
将 来 負 担 比 率		140.8% (161.8%)	350.0%	—	
資 金 不 足 比 率	水 道 事 業	— (—)	20.0% (経営健全化基準)	—	「資金不足・剰余額」は実質黒字のため、当該比率はなし（「—」表示）
	下 水 道 事 業	— (—)			

※ （ ）は前年度比率等

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、財政健全化計画の着実な実施などにより、黒字を維持しているため比率はありません。
- ・ 実質公債費比率では、町債の償還金は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和元年度に実施した地方債の償還条件の変更により停止していた一部既発債の元金償還が再開したため、令和5年度は前年度より2.0%増加しました。今後しばらくは比率の増加が予想されるものの地方債の繰上償還を積極的に行っていくことで比率の低減を図ります。
- ・ 将来負担比率は、令和5年度に地方債の繰上償還を一億円以上行った結果、地方債現在高が昨年度に比べて1.9%減少しています。また、充当可能基金についても財政調整基金の取崩を回避できたため、昨年度に比べて3.9%増加しています。このようなことから将来負担比率は昨年度に比べて21.0%減少しました。今後も地方債現在高が減少していくことで、比率は徐々に減少していく見通しとなっています。
- ・ 資金不足比率では、平成19年度以降、水道事業及び下水道事業ともに資金不足額が生じていないことから比率はありません。